

一般社団法人至誠会「女性のための福祉事業の研究団体助成」規則

第1条 一般社団法人至誠会「女性のための福祉事業の研究団体助成」は、当法人の資金をもって行う。

第2条 助成金の授与は毎年若干団体とする。

第3条 本助成は、女性の心身の健康と福祉または男女共同参画推進等の研究をしている団体で、主たる構成員が女性である団体を対象とする。
既に本賞の授与を受けた団体は申請資格を有しない。

第4条 助成期間は原則1年とする。

第5条 申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 申請書
- (2) 代表者・団体略歴（設立年月日・設立者・構成員・後援団体等）
- (3) 研究、啓発活動状況を示すパンフレット、論文等

第6条 申請受付期間は、毎年2月1日から6月末日までとする。

第7条 選考委員会は、毎年7月に開催する。

- 2 選考委員会は、申請書を審議の上、被授与者を選定し、理事会に報告する。
- 3 助成金の授与は、11月末日までに行うものとする。

第8条 被授与者は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 本賞授与の翌年8月末までに本賞による研修・研究に関する抄録または報告書を提出し、抄録または報告書を機関誌「女醫界」に掲載することを承諾する。
 - (2) 本賞による研修・研究を論文発表する場合には、本賞による研修・研究であることを明記し、当該論文の別刷12部を提出し、機関誌「女医界」に掲載することを承諾する。
 - (3) 被授与者は、当会から要望があった場合には、社員総会または同窓会至誠会正会員総会において、当該研究に関する発表を行うことを承諾する。
- 2 本賞で購入した機器等は、被授与者に寄贈するものとする。

第9条 次のいずれかに該当する時は、給付した助成金の返還を求めることがある。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給付を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金をその目的以外に使用したとき
- (3) 第8条に定める被授与者の義務を怠ったとき
- (4) その他、本助成金の被授与者として妥当ではないと本会が判断する事実があったとき

第10条 この規則の改廃は、業務執行理事会において決議し、理事会の承認を得て行う。